

## 令和5年度大泉町事業所電気・ガス料金補助金交付事業の実施について

令和5年度大泉町事業所電気・ガス料金補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

### 1 交付目的

原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減のため、町内の事業所等で使用した電気・ガス料金に対して補助金を交付します。

### 2 内容

交付対象者	<p>次のいずれにも該当する事業者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>申請日時時点で町内に存する事業所等において事業を営む法人又は個人事業者で、今後も町内で継続して事業を営む意思があり、次に掲げる事項に該当しない者</li><li>暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者</li><li>宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者</li><li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者</li></ol> <p>2 町税の滞納がない者</p> <p>※ 「事業所等」とは、事業所、店舗その他事業の用に供する場所をいいます。</p> <p>※ 「個人事業者」とは、事業により事業収入を得ている者をいいます。</p>
交付対象経費	<p>町内の事業所等において交付対象者が支払った令和5年4月分から令和6年3月分までの電気・ガス料金の合算額に対し、補助金を交付します。ただし、当該合算額に対し、他の補助金が交付される場合や税の申告において経費として申告しない金額が含まれる場合は、それらの金額を減じて得た額を補助対象経費とします。</p>
交付金額等	<p>補助対象経費に相当する額とし、上限額は次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>法人の場合 50,000円</li><li>個人事業者の場合 30,000円</li></ol> <p>※ 補助金の交付は、1交付対象者につき1回限りです。</p> <p>※ 交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>

### 3 交付手続

交付申請の方法	<p>補助金の交付を受けようとする者は、令和5年度大泉町事業所電気・ガス料金補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、令和6年5月31日までに申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 補助対象経費一覧表（様式第2号）</li><li>2 令和5年4月分から令和6年3月分までの電気・ガス料金を支払ったことが分かる書類の写し（交付対象者が支払ったことが分かるものに限ります。）</li><li>3 振込先口座が記載された通帳又はキャッシュカードの写し</li><li>4 申請者が個人事業者の場合は、事業収入があることを証明する書類</li></ol> <p>※ 必要に応じて関係書類の提出や現地確認を求める場合があります。</p>
補助金の交付決定等	<p>提出された申請書の審査を行い、交付の可否を決定し、令和5年度大泉町事業所電気・ガス料金補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知します。</p>
補助金の返還等	<p>偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者がいたときは、補助金の交付決定を取り消します。</p> <p>また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。</p>

### 4 各種様式

申請書の様式	<ol style="list-style-type: none"><li>1 令和5年度大泉町事業所電気・ガス料金補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）</li><li>2 補助対象経費一覧表（様式第2号）</li><li>3 令和5年度大泉町事業所電気・ガス料金補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）</li></ol>
--------	---

### 5 事業期間

期 間	令和6年2月1日から令和6年5月31日まで
-----	-----------------------

### 6 担当部署

大泉町経済振興課 電話0276（63）3111
-------------------------